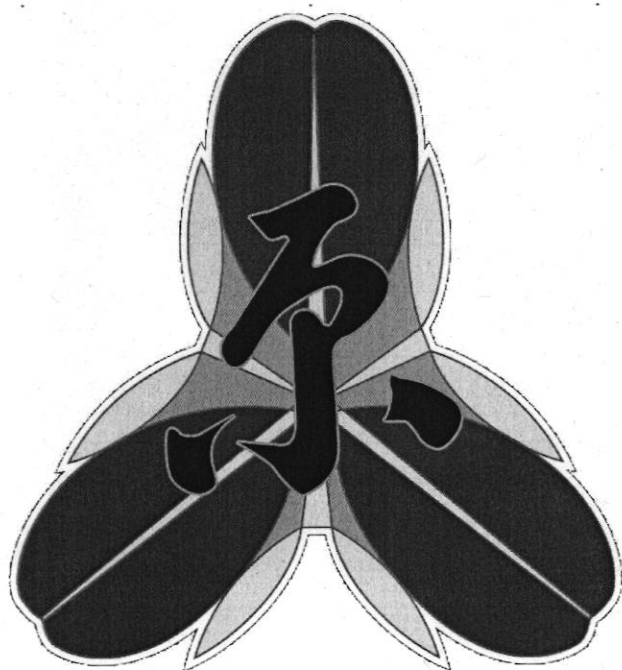


「原町小学校いじめ防止基本方針
(改定版)」



令和3年3月30日

仙台市立原町小学校

《 目 次 》

はじめに	1
I 基本的な考え方	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市立学校及び市立学校の教職員の責務	2
3 いじめの定義等	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」	
(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」	
(3) いじめへの適切かつ迅速な対処	
(4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進	
(5) 関係機関や他の学校との連携	
II いじめ防止等のための対策の内容	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	7
(1) 仙台市立原町小学校いじめ防止等対策委員会	
(2) 仙台市立原町小学校いじめ調査委員会	
2 いじめの防止等に関する取り組み	8
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの適切かつ迅速な対処	
(ア) 被害児童への対応及び支援	
(イ) 加害児童に対する措置	
(ウ) いじめの解消について	
1) いじめに係る行為が止んでいること	
2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと	
(4) 家庭や地域との連携	
(ア) 家庭との連携	
(イ) 地域との連携	
(5) 関係機関や他の学校との連携	
(6) 発見から指導、組織的対応の展開	
III 重大事態への対処	
1 重大事態への意味	22
2 重大事態の発生と調査	22
3 調査結果の提供及び報告	23
IV その他の重要事項	
1 学校いじめ防止基本方針の周知	24
2 不断の見直し	25

仙台市立原町小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月1日策定
(最終改定 令和3年3月30日)

はじめに

仙台市立原町小学校(以下「本校」という。)におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例(平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、「仙台市立原町小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)としてまとめ、ここに策定する。

本校は、保護者や地域住民等との連携の下、子供の尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの子供にも起こり得るものであるとの共通の認識をもって真摯に向き合い、いじめの防止等の取り組みを、変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら、着実に推進していくものとする。

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

条例第3条では、法第3条に規定する基本理念のほか、次に掲げるものを基本理念として行われなければならないとしている。